Arts & Incarceration

刑務所と芸術

オンライン研究会（全３回）

刑務所と芸術を考える
―阻む壁、実践、その社会的意義

諸外国では、受刑者の芸術活動が盛んに行われています。それは、教育や社会復帰につながるものとされたり、あるいは、そうした活動や作品が広く社会に公開されることで、この社会における犯罪や刑事司法をめぐる問題を問い直す場を生み出すなど、さまざまな捉え方があります。日本においても、矯正管区が主催する文芸作品コンクールや、少年院の映像表現コンクール、死刑囚の表現展、刑務所内のクラブ活動などの文化活動が存在します。しかし、矯正施設（特に刑務所）は、応報的な刑罰のためにあるという社会認識のためか、ある種の余暇活動とも思われるこうした活動はこれまでなかなか注目されてきませんでした。

そこで、本研究会シリーズでは、改めてこの「刑務所と芸術」というテーマについてさまざまな専門家や関係者、当事者、そして関心を持ってくれた参加者とともに考えたいと思います。

第１回　日時：2021 年 9 月 12 日（日）14:00～16:00

阻む壁：矯正施設における芸術活動を阻む壁は何か

拘置所内で色鉛筆の使用ができなくなった 33 歳の死刑囚が、「色鉛筆を使えるようにして欲しい」と、拘置所から国に訴えを起こしました。文化芸術基本法の基本理念では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であることから、あらゆる人々が文化芸術にアクセスできるよう、国はその環境整備を図ることが明記されています。このあらゆる人々には矯正施設の被収容者も含まれうるのでしょうか。含まれうるとして、こうした施設において芸術活動をしていくには、どのような法的な壁、あるいは施設管理・運営上の壁があるのでしょうか。どのようにその壁を越えていくことができるでしょうか。こうした施設での芸術活動はどのような意味合いを持つでしょうか。本研究会のキックオフとなる第１回では、こうした問題をめぐって、文化政策や刑事政策の専門家、矯正施設の現場の実務者、弁護士のみなさんと議論を行い、日本における刑務所と芸術をめぐる問題をブレインストーミングする会にしたいと思います。

話題提供者：

・風間勇助（東京大学大学院博士課程２年 / 龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員）

コメンテーター（五十音順）：

・石塚伸一さん（弁護士、龍谷大学法学部教授）
・黒原智宏さん（弁護士、色鉛筆訴訟の代理人）
・中島学さん（札幌矯正管区長）
・中村美帆さん（静岡文化芸術大学准教授）

▼参加申込はこちら